（第五面）

〔住戸に関する事項〕

（略）

【４．住戸のエネルギー消費性能】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第10条第２号イの基準

外皮平均熱貫流率　　W/(m²・K)　（基準値　　W/(m²・K)）

冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□基準省令附則第４条第３項の規定による適用除外

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第10条第２号ロの基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ/年

設計一次エネルギー消費量　　GJ/年

ＢＥＩ（　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

（略）

（第五面）

〔住戸に関する事項〕

（略）

【４．住戸のエネルギー消費性能】

１．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項

□外皮平均熱貫流率　　W/(m²・K)　（基準値　　W/(m²・K)）

冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□基準対象外

２．一次エネルギー消費量に関する事項

□誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ/年

設計一次エネルギー消費量　　GJ/年

ＢＥＩ（　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

（略）